

宅地建物取引士の死亡等の届出

宅地建物取引士が死亡、破産、所定の刑罰に処せられた場合は、宅地建物取引業法第21条により死亡の事実を知った日、または破産、所定の刑罰が確定した日から30日以内に登録をしている都道府県知事に届出をしなければなりません。

届出書類一覧

・様式第7号の2 宅地建物取引士死亡等届出書

・添付書類（下記参照）

届出の理由	届出人	添付書類
死亡	相続人	戸籍謄本 （亡くなった日と相続人の名前・続柄が確認できる、3ヵ月以内に発行したもの）
法第18条第1項第1号から第8号までに該当するに至った場合（破産、刑罰等欠格事由）	本人	・裁判所の破産手続開始の決定書の写し ・裁判所の判決書等の写し
法第18条第1項第12号に該当するに至った場合（心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者）	本人又はその法定代理人 若しくは同居の親族	・病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書